



# 全教北九州

HP : <http://zenkyokitakyu.on.coocan.jp>

検索 □ 全教北九州

全教職員配布

## 謹賀新年

全教九州市教職員組合執行委員長

新屋智子

今年もよろしくお願ひします。さて、昨年の秋から冬にかけて、給与確定交渉や会計年度任用職員の制度創設の交渉がありました。給与確定交渉では、給与確定交渉では、給与表の書き換えや臨時教職員の給料上限の撤廃、子育て支援休暇の新設、孫への拡大など多くの前進がありました。

また、組合が交渉の中で強く要求した長時間過密労働の改善には程遠い回答でしたが、労働環境や給与等の待遇改善は、一歩前進・改善させることができました。これも「たたかう教職員組合」があった成果です。

今も現場は、教員不足により教職員の疲労は増すばかりです。教員が疲れていて子どもたちと楽しく向き合えるはずがありません。

全教北九州市教職員組合は、今年度も教職員が働きやすく子どもたちが楽しく安心して学べる労働・教育環境の実現を目指して運動を進めてまいります。ご一緒に頑張りましょう。

## 「通勤時間が短くなれば、自由に使える時間も増やせます。」

### 市教委に対し、人事異動要求書を提出！

全教北九州は、「人事異動に関する要求書」を市教委に提出しました。いま働き方の見直しが進められています。通勤時間が短ければ、自由に使える時間も増え、また市が推進しているワークライフバランスの実現にも叶うものです。また、全教北九州は、「勤務地までの移動にかかる時間の長短は、勤務・労働条件・健康破壊の問題にかかわる重要事項」と位置づけて交渉しています。

#### 本年度の人事異動基本要

◎教職員の合意と納得の得られる人事異動とすること。

◎通勤時間短縮による超勤削減、労働条件改善の一環として人事異動方針を位置づけ、人事異動に反映させること。

◎教育現場で多忙を極める教員が、本務である教育に意欲や情熱を傾けることができる教育環境・勤務条件充実の一環としての人事異動とすること。

以上三点を基本要として、18項目の具体要

#### 健康で安心して働ける環境の

#### 一環としての人事異動を！

組合は、教育委員会に対し、教職員の居住地に近い勤務校への異動はもとより、育児、介護、傷病など本人や家族に関わる諸事情への配慮や個々の状況を確実に把握し、本人の意向を異動に反映するよう要求しまし

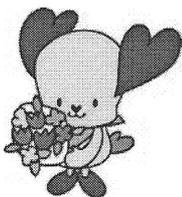
た。また、近年校種間異動も増えてい

す。組合は、本人の同意に基づく異動を強く要求しました。

また、近年希望者が増加している再任用教職員の異動についても、本人の意向の重視を要求しました。

異動内示の時期については、組合が強く要求していた修了式前の内示を実現させることができました。

近年、教職員の長時間過密労働が問題となつています。過重労働が原因の精神疾患などの罹患者もまだ多く、また教職員の交通事故も増加傾向にあります。健康の維持や通勤途中の事故回避のためにも、通勤時間を配慮した人事異動が必要です。



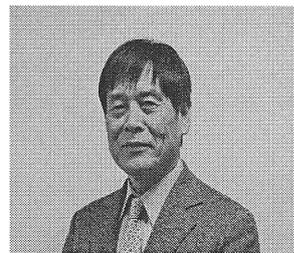
平和な未来と

人間らしく生き働き続けられる社会を

力をあわせてつくりましょう

全日本教職員組合（全教）

中央執行委員長 中村尚史



新年、あけましておめでとうございます。

「平和」。読売中学生新聞の「次の時代に残したい言葉」で圧倒的多数で1位となった言葉です。沖縄「慰霊の日」の追悼式では中学3年生が「戦力という愚かな力を持つことで、得られる平和など、本当は無い」と読み上げました。子どもたちは、昔も今も平和を望んでいます。この思いを大切にしたい、そのためには憲法9条改憲を許さず、憲法がいき輝く社会をつくるために力を合わせることを大切にとりくみをすすめていきたいと思います。

昨年、国の内外で市民の共同したとりくみが政治を動かす力となりました。アメリカでは、米国民の12%（約4千万人）と最大の人口を持つカリフォルニア州議会が核兵器禁止条約を支持する決議をあげました。沖縄知事選では台風が直撃する中でも多くの県民が投票所に足を運び玉城デニー知事を誕生させました。著名なモデルが辺野古新基地建設を止めることを求める署名を呼びかけたことも話題となりました。

安倍政権の暴走はとどまるところを知りませんが、私たち一人ひとりが力を合わせれば、社会を変えることができる、そのことが実感できる時代でもあります。教職員の長時間過密労働の問題も教育関係者の大多数は、「教職員をふやすことなしには解決しない」ことで一致しています。あとは、その願いを一つにつなげ、実行にうつす政治を実現することです。

それは、憲法と子どもの権利条約にもとづく教育と社会の実現を求めるとりくみでもあります。今年、子どもの権利条約が1989年11月20日に国連で採択されてから30年、全教の前身である全日本教職員組合協議会の結成から30年を迎えることとなります。その節目の年、4月には統一地方選挙、夏には参議院選挙が行われます。私たちの願いを実現する政治に転換するために、力を合わせることを呼びかけ、新年のあいさつといたします。

## 全国教育署名 432万4592筆を集約し、国会に提出へ！

2018年度の「ゆきとどいた教育を求める全国署名」は、全国から432万4592筆の署名が集まりました。12月8日には、東京にて「全国署名集約集会」が行われ全教北九州からも組合、保護者の代表が参加しました。また、国会議員会館をまわり議員のみなさんに少人数学級早期実現や私学助成拡充などを訴えてきました。さて、私たちは3回のJR小倉駅、戸畑駅での街頭宣伝、署名活動を行い、多くの市民の皆さんに少人数学級早期実現協力・特別支援教育の充実の声かけを行いました。また、本年度も北九州すべてのPTA会長宛に署名用紙を発送し、いくつもの学校から署名が組合に返ってきました。このように職場、地域、学校PTAなど様々な手段を講じて早期実現のために協力を訴えました。

教職員の長時間過密労働、多忙化の原因の一つに一クラスの児童・生徒数が多いことや特別支援学校の設置基準がないこと・支援学級の定数問題などがあげられます。充実した授業、子どもと触れ合う時間を確保するためにも国の責任による少人数学級の早期実現、支援学校・学級の教育環境の充実が必要です。

## トピックス！！ ～組合からの強い要求で実現～

平成31年1月1日から「子の看護休暇制度」が改正されたのをご存知でしたか？

- 「子の看護休暇」が「子育て支援休暇」に改められました。
- 取得の要件は、小学校までの子を養育する教職員の他に、今回から孫を有する教職員まで拡大され、それら教職員が、その子若しくは孫が在籍する学校等が実施する行事への参加も以前のように認められるようになりました。
- 承認期間は、子の場合は、休暇年度に5日、2人の場合は10日、3人以上は15日を超えない範囲において必要と認められる日数が使えます。孫には3日の範囲で使えます。

※ 各種権利に関する問い合わせは「全教北九州」中川までお願いします。

# 高度プロフェッショナル制度顔負けの「定額働かせ放題」の変形労働時間制!

反対! 「1年単位の変形労働時間制」は長時間労働を助長するだけ。

●「中教審・特別部会」働き方改革のガイドラインを取りまとめる。

12月6日、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための働き方改革に関する総合的な方策について」と「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を取りまとめました。

●「1年単位の変形労働時間制」導入を検討

1年単位の変形労働時間制は、季節の業務の繁閑に応じて、所定労働時間を調節できるようにするものです。

文科省は、夏休みなどの長期休業期間の労働時間を学期中に割り振ることで、長期休暇が取りやすくなることを主張しています。今後、国や自治体は法改正や夏休みの業務縮減を進め、2021年から自治体の判断で導入できるようにするとしています。

●教員の働き方改革に関する答申素案、ガイドライン案の問題点

①「給特法」見直しにはふれず、教員の時間外労働を「在校等時間」とし、それを勤務時間と認める。

問題  
しかし、超勤に対する労働の対価としての残業代は出さない。

② 残業時間の上限目安は月45時間、年360時間。特例で月100時間未満、2〜6カ月の平均で80時間、年720時間まで許容される。

問題  
「給特法」では、「限定4項目」を除き、教員に時間外勤務は原則命じられません。それを前提で時間外手当が支給されています。

せん。残業時間の上限目安を設定することで、過労死ラインを容認することにもつながります。

③ 変形労働時間導入で、学期中の一日の勤務時間が1時間延長(週3日〜4日)を認める。

問題

勤務時間が延長(8時間45分)されれば当然働きづらくなります。職員会議や研修を一時遅くすることも可能。それから、教材研究、報告書作成などの業務をしながら、実態を踏まえれば、帰宅時間はますます遅くなる。現行の退勤時間で帰ろうとすれば一時間の年休を取得しなければいけない。再来年一時間単位の年休取得の制度が変更される予定。また、育児、介護などを抱えていたり、自らの病気が治療などで時間外勤務を控えたりしなければ働き続けられない教職員も少なくない。退職を選択せざるを得ない教職員も出てきます。

●私たちが求める長時間過密労働の解決の方策

まず、①教職員定数の抜本的改善が必要。増えた教職員で少人数学級を実現すること。また、教員一人の持ち授業時間数に上限を設定し、教材研究、教材準備、自己研修などの時間を確保すること。

②子どもたちの教育に必要不可欠な時間を勤務時間内に保障すること。③過度な競争主義や管理・統制の教育政策を転換すること。④労基法や労安法にもとづき、学校現場の環境整備を行い、教職員のかつと健康を守る責任を任命権者、管理職が負うこと、を要求。

本来なら、教職員の働き方を深刻に受け止め抜本的な改善を図り、長時間過密労働の改善、解消をすることが文科省の責任です。政府・財務省に強く予算措置要求を行うことこそが求められています。(詳しくは全教北九州HPを・・・)



## おさらい! 「給特法」って何!

現在私たちの勤務時間は一日7時間45分と決められています。教育職員の月例給は勤務時間における労働の対価として支払われています。他の公務員には、勤務時間外の仕事には、月例給とは別に時間外勤務手当が支給されます。1960年代、教育公務員に「時間外勤務手当」を求める裁判が全国各地で展開され、最終的に文部省と教職員組合とで妥結したのがこの「給特法」です。

1971年に成立した「給特法」は、第3条の1項で「教職員には、給料月額額の4%の教職調整額を支給しなければならない」となっており、同2項では「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない」となりました。つまり、時間外勤務手当がないということは、教育公務員には時間外勤務は存在しないこととなります。現実には、時間外勤務があることから、「給特法」に関する政令で「教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとする」とし、時間外勤務を命じる場合でも4項目に限定(限定4項目)した内容となりました。また、「給特法」第6条2項では、勤務時間を超えて勤務させる場合は「健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない」となっています。

このように、「給特法」成立の趣旨には、教育職員の超過勤務を無制限とせず歯止めを規定する内容が盛り込まれていました。現在その意識が薄れ、所定外勤務時間(残業)はすべて自発的勤務(ボランティア)として整理されています。結果として、教育委員会は必要な教職員の配置等の施策を怠り、一方で従来の教育施策と併せて、学力・体力向上等の施策を次々と教育現場に求めることができる構造になっています。

私たちは超勤を制限している規定がいくつも盛り込まれている今の給特法は残したまま、教職調整額ではなく労働の対価としての適正な時間外勤務手当支給の部分の改正を国に要求しています。

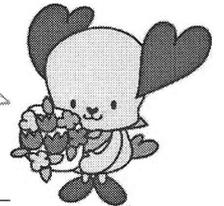
● 限定4項目とは (第6条2項)

時間外勤務を命じる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又はやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 1 生徒の実習に関する業務 | 2 学校行事に関する業務          |
| 3 教職員会議に関する業務 | 4 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務 |



皆さんの参加を  
お待ちしております



中国・四国・九州ブロック

## 臨時教職員問題学習交流集会：北九州集会

教育の職場・仕事に、「正規」「臨時」という区別はありません。正規だろうと臨時だろうと、目の前の子どもと毎日ふれあい、教育実践を通し子どもの成長を促したり、見守ったりする仕事だからです。

しかし、現実には臨時的任用職員の任用や賃金、待遇など不利益を被ることもたくさんあります。この学習交流集会では、2020年度から実施される「会計年度任用職員」制度の導入や採用試験制度の内容・疑問、日々の実践などについて中国・四国・九州の臨時教職員が集い、語り合いながら学習・交流を深める集会です。どなたでも参加できます。皆さんの参加をお待ちしています。

- ・日時 1月26日(土) 13:30開会、27日(日) 11:50閉会
- ・場所 小倉魚町センタービル4階 リファレンス小倉
- ・参加費 1000円(一日のみの参加も同額)  
夕食交流会費 5000円

<p>21日(一日)</p> <p>行事日程</p> <p>13:30~16:30</p>	<p>1 記念講演</p> <p>「教育に臨時はない！」</p> <p>講師：今谷 賢二さん (前 全日本教職員組合副委員長)</p> <p>2 お楽しみ講座</p> <p>「消しゴムハンコをつくろう」</p>
<p>18:00~</p>	<p>夕食交流会</p>
<p>22日(二日)</p> <p>9:00~</p> <p>11:50</p>	<p>1 学習会&amp;しゃべり場</p> <p>A講座：採用試験制度</p> <p>B講座：待遇改善へのとりくみ</p> <p>2 閉会集会</p>

学校現場の働き方について考える

全教の米田副委員長に聞いてみよう

「文科省がいう1年単位の

変形労働時間制って何？」

日時 2月16日(土)

10:00~12:00

会場 ウェル戸畑

31.32会議室

講師 米田雅幸さん

(全日本教職員組合副委員長)

主催 全教北九州市教職員組合

全教北九州合共済会

◎ドライブレコーダーなどが当たる

お楽しみ抽選会もあります。

問い合わせ

全教北九州 ☎ 093-280-4776、080-4271-6815(中川)